

ル物ニテ試之ニ、尤有與事也、後ニ主上聞食テ被仰云、不永實バ我耻ナラマシト云々、伊勢大輔ガ、  
コハエモイハヌ花ノ色哉、トイヒシニ不劣覺ヘシ事也、

○按ズルニ、タキ物ノ火桶ハ、即チ薰爐ノコトナルベシ、

〔新撰六帖〕<sup>五</sup>ひとり

爲家

たきもの、くゆるけぶりの下むせび我ひとりとや身をこがすらん

〔香道之雜書〕一銀葉を銀盤といふはあし、銀盤は上の具をいふ、下を銀盤臺といふ、さらに銀葉  
といふ、銀ともいふは薰物を銀を花形にして炷しなり、

火箸古くは銀にて角宗因時分を匙灰押出來、羽帚も近代より出來、古きものに志野殿はゆひに  
て香爐なでみれしなど有、銀葉古くはひしきといひし、

〔槐記〕享保九年十一月廿四日、御香アリ、略中 伽羅シキヲ銀盤ト云コトヲ知タルヤト仰ラル、○近

照 覺悟ナキ由申上ル、キラ、ニテ作り立タルモノヲ銀盤ト云フコトイブカシキコト也、本伽羅

ノ下ニシク今ノ銀盤ハ火敷ト云、薰物ノ下ニシクハ銀也、コレヲ銀盤ト云、ソレヨリ轉ジテ伽羅

ノ火敷ヲ銀盤ト云、薰物ニ盤ヲシクコトモ初テ承ル、漢ニテハ隔火ト云、遵生八箋ニ見エタリ、

〔火浣布略説〕火浣布をもつて香敷に作ることは、遵生八箋曰、隔火、銀錢、雲母片、玉片、砂片、俱可、以火

浣布如錢、大者銀、鑲周圍作隔火、猶難得、又典籍便覽曰、火浣布甚難得、嘗有如錢、大者、銀鑲、週圍、留火

上、燒香と見えたり、隔火は我邦にては香敷、又銀葉ともいふ、專雲母、又銀などにて作れども、此二

品は薄くしてかたき物ゆゑ、火の移り急にして香氣おだやかならず、火浣布は其質軟にして、火

氣徐徹るゆゑに、香氣おだやかなり、又雲母は數度もちゐるときは火をはね、銀は火にあへばそ

りてよろしからず、此二品一度香をたけば木の脂焼つきて落がたく、再香を焼ば、初の移香あり

て、はなはだあし、火浣布は木の脂つきたるときは、火中に入て焼ば、脂少も残す焼おち、幾度も